

宮城県とポケットサイン株式会社とのDX推進のための実証事業に関する連携協定

宮城県（以下「甲」という。）とポケットサイン株式会社（以下「乙」という。）とは、宮城県が策定した「みやぎ情報化推進ポリシー」の基本目標である「誰一人取り残さないデジタル社会の実現」を目指し、相互に連携してデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を推進するため、以下のとおり、DX推進のための実証事業に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に協力して、県民サービスの向上、地域の活力の創出、働き方改革の推進等に向けて、様々な分野においてデジタル技術やデータを活用した実証事業を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について、相互に協力してDXを推進する。

- （1）地域経済の振興に関すること。
- （2）インフラの維持・保全に関すること。
- （3）地域福祉・健康増進に関すること。
- （4）働き方改革・業務効率化に関すること。
- （5）その他、甲及び乙が協議の上、合意した事項。

2 甲及び乙は、法令、それぞれの組織における規則、第三者との契約等に違反しない範囲で、前条の目的の実現を図るものとする。

3 甲は、第1項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、乙に要請して、実証事業に要するスマートフォン用アプリケーションを用いたサービスの提供等（以下「アプリ提供等」という。）及びアプリ提供等による各種データの収集を行わせることができるものとする。また、甲は乙に対して必要な情報提供等を行うとともに、実証事業を実施するために協力が必要な県内市町村、事業者、その他の団体等との連携を図るものとする。

4 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、アプリ提供等について、甲が指定する場所で利用可能となる状態にするるとともに、アプリ提供等に必要な職員を派遣するものとし、本項の内容に要する費用については、原則として乙の負担とする。

5 第3項及び第4項に定める具体的な取組内容及び実施方法は、甲及び乙が協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。

6 乙は、甲の事前の承諾を得ることにより、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、第三者に実施させることができる。

7 本協定の締結及び本協定に関連する取組の実施等について、甲及び乙はそれぞれプレスリリース及び各種メディアにおけるプロモーション等を行うことができる。ただし、その内容及び方法についてはあらかじめ相手方と協議を行うものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙からの書面又は電磁的記録による解約の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面又は電磁的記録によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲及び乙が協議の上、その変更を行うものとする。

（個人情報の管理）

第5条 乙は、本協定を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

（外部サービスの選定）

第6条 乙は、本協定を遂行するために外部サービスを活用する場合には、別記2外部サービス選定時の留意事項を満たした上でサービスを選定するものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、相手方の事前の書面又は電磁的記録による承諾なくして、本協定を通じて相手方から口頭、書面又は電磁的記録を問わず開示された技術上、営業上及び業務上の秘密情報（以下「秘密情報」という。）を本協定遂行の目的以外に使用してはならず、本協定の有効期間中又は有効期間終了後を問わず、第三者に開示及び漏えいしないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受領当事者が次の各号の一に該当することを立証し得た情報は、秘密情報には含まれないものとする。

- （1）受領当事者の責めに帰することのできない理由により、開示当事者による提供の時点で既に公知であるか又は提供後に公知となった場合
- （2）受領当事者が開示当事者による提供の時点で既に保有していた場合
- （3）受領当事者が第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した場合
- （4）受領当事者が独自に開発した場合

3 甲及び乙は、自己の役職員（退職又は退任後も含む。）又は第三者に秘密情報等を使用させる場合、当該役職員又は第三者に本協定と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならない。

（疑義の決定）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意を持って協議し、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を所持する。

令和5年4月26日

甲 宮城県知事

村井 嘉浩

乙 東京都中央区日本橋室町三丁目4番4号
OVOL日本橋ビル7F
ポケットサイン株式会社
代表取締役

梅本 滉嗣

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本協定に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又は本協定を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 乙は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び個人情報を取扱う業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面又は電磁的記録により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面又は電磁的記録により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。（作業場所の特定）

第4 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に甲に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報が記録された媒体を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 乙は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、本協定の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を本協定の目的以外のために利用し、又は甲の書面又は電磁的記録による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても本協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 乙は、業務を処理するために、甲から引き渡された、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後使用する必要がなくなった場合は、直ちに速やかに、かつ、確実に

に廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(個人情報の運搬)

第11 乙は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(委託の承諾)

第12 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面又は電磁的記録により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、委託した業務をさらに委託する場合も同様とする。

2 乙は、前項の規定による承諾を受ける場合は、委託先の名称、委託する理由、委託して処理する内容、委託先において取り扱う情報、委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面又は電磁的記録により委託する旨を甲に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は委託先に本協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 乙は、委託先との契約において、委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理し、及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第13 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第14 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第15 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面又は電磁的記録により報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

外部サービス選定時における留意事項

(外部サービスの選定基準)

第1 乙は、次の事項を含む情報セキュリティ対策を外部サービス提供者の選定基準に含めること。

- (1) 外部サービスの利用を通じて甲が取り扱う情報（外部サービス提供者が甲に提供したものを含まない。以下同じ。）の外部サービス提供者における目的外利用の禁止
- (2) 外部サービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制
- (3) 外部サービスの提供に当たり、外部サービス提供者若しくはその従業員、委託先又はその他の者によって、甲の取り扱う情報について甲の意図しない変更が加えられないための管理体制
- (4) 情報セキュリティインシデントへの対処方法
- (5) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法

第2 乙は、外部サービスの中断や終了によるリスクを勘案し、情報システムに係る業務継続計画（ICT-BCP）を策定すること。また、サービス終了又は変更の際の事前告知の方法・期限及びデータ移行方法についてあらかじめ確認すること。

第3 乙は、外部サービスの利用を通じて甲が取り扱う情報の格付等を勘案し、必要に応じて次の事項を外部サービス提供者の選定条件に含めること。

- (1) 情報セキュリティ監査の受入れ
- (2) サービスレベルの保証

第4 乙は、外部サービスの利用を通じて甲が取り扱う情報に対して国内法以外の法令及び規制が適用されるリスクを評価して外部サービス提供者を選定し、必要に応じて甲の情報が取り扱われる場所及び契約に定める準拠法・裁判管轄を選定条件に含めること。

第5 乙は、外部サービス選定時には次の第三者認証制度を可能な限り活用すること。

- (1) ISO/IEC27017によるクラウドサービス分野における ISMS 認証
- (2) ISMAP の管理基準を満たすこと
- (3) ISMAP クラウドサービスリスト
- (4) 日本セキュリティ監査協会のクラウド情報セキュリティ監査
- (5) SOC 報告書（Service Organization Control Report）
- (6) その他外部サービス提供者が提供可能な第三者による監査報告書や認証等